

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【186】
2. 日時：令和2年5月18日 13時30分～16時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官※、津金主任安全審査官※、宇田川安全審査官、  
堀野技術参与※、山浦技術参与※、服部原子力規制専門職※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャ 他12名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震及び強度に関する説明書について、令和2年3月6日、5月11日及び5月12日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉補機冷却海水系ポンプの耐震性についての計算書に関する補足説明資料】

- 「図2-1 解析モデル図」に示される縦型ポンプについて、コラム先端部及び代表点の標高を示すこと。また、「図2-2 検討用床応答曲線」に示される「タービン建屋 T. M. S. L. 4.9m」との関係性を整理して説明すること。

【弁の動的機能維持評価について】

- 「重大事故等対処施設の弁について、動的機能維持要求が除外される理由」に示される「重大事故直後に動作、その後動作要求が無いため、評価対象外」とした理由を整理して説明すること。

【燃料移送ポンプの耐震性についての計算書】

- 「4.2.1 評価対象部位」に示される「軸継手は軸受がボールベアリングでありサイドスラスト荷重が発生しない構造であるため評価対象外とする。」について、その内容の詳細を整理して説明すること。
- 「4.2.1 評価対象部位」から安全弁を除外している理由について、安全弁が機能喪失した場合の影響を含め整理して説明すること。

【第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプの耐震性についての計算書】

- 「軸受の評価」の発生面圧について、算出過程を整理して説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他  
なし